

京都市告示第571号

地方自治法施行令第158条第1項及び第158条の2第1項の規定に基づき、令和5年1月4日から令和7年12月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者とし、各種証明手数料及び軽自動車税の収納事務を委託します。

令和5年1月10日

京都市長 門川 大作

1 公金収納受託者の名称等

名称及び代表者	住所
株式会社パソナ パソナ・京都 常務執行役員キムラト・BPO 事業本部 パブリック本部長 松永 早苗	京都府京都市中京区烏丸通四条上ル筈町 691 番地

(市税事務所納税室)